

などの領収証

⑤ 医療費控除を受ける方

- ・ 医療費の領収証
- ・ 保険金を受け取った場合、その金額が分かる書類

⑥ 所得控除を受ける方

- ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書など
- ・ 障害者手帳、介護保険証、療育手帳など

⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方

- ・ 住民票の写し
- ・ 登記事項証明書
- ・ 工事請負契約書
- ・ 住宅取得資金に係る借入金  
の年末残高証明書

農家の皆さんへ

平成27年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長から配布されたもの)に必要な事項を記入してお持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できます。ぜひご利用ください。

申告にお越しになる前に

- ・ 受け取りになった源泉徴収票や控除証明書、帳簿などはすべて持参してください。

・ あらかじめ収支計算や領収証の整理を行ってからお越しください。

注意点

- ・ 役場では青色申告の方の受付は行っておりませんのでご注意ください。
- ・ 申告には家庭の生計の内容などが分かる方がお越しください。
- ・ 月曜日や地区指定のない日、また相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ期間の前半にお越しください。

なお午前中の方が混み合う傾向にありますので余裕を持ってお越しください。

申告をしないと、所得証明書が交付できないなど、各種行政手続きに影響がある場合があります。収入が無かった方も申告が必要ながありますので、ご不明な点があればお問い合わせください。

☎ 健康福祉課 72-16932  
☎ 健康福祉課 72-16932

国保・介護・後期高齢者医療からのお知らせ

『所得がない方も申告を』

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険税(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。

税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

所得申告が必要な方の例

- ・ 障害年金・遺族年金のみ受給している方
- ・ 無収入の方(1年間全く収入がなかった方)

※確定申告をしている方や障害年金・遺族年金以外の公的年金のみを受給している方は、申告の必要はありません。

【国保・後期高齢】

☎ 町民生活課

72-16933

【介護】

☎ 健康福祉課

72-16934



郡山税務署からのお知らせ

○ 申告書の便利な作成方法について

所得税、消費税および贈与税の確定申告書の作成に当たっては、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

作成コーナーで申告書を作成することで、自動計算機能により計算誤りが防止できること、また、紙に印刷し郵送等により提出することができることから、申告書作成会場に出向く必要がないなど、皆さまのご負担も軽減することができますので、ぜひ国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

○ 確定申告書作成会場について

1. 開設場所 南東北総合卸センター(郡山市喜久田町卸1-1-1)
2. 開設期間 平成28年2月8日(月)～3月15日(火) 土日祝日を除く
3. 開設時間 午前9時30分～午後4時

※開設期間が2月8日からとなりますのでご注意ください。

※郡山税務署内には、開設期間前を含め、確定申告書の作成会場は設置していません。

☎ 郡山税務署 024-932-2041